

令和8年度福岡県国際環境人材育成研修運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

福岡県では、本県の友好提携先であるアジア諸地域から、現地の環境行政の中核を担う行政官を受け入れ、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用した研修を実施することで、友好提携先との人的ネットワークを構築するとともに、現地の行政官の人材育成に資することを目的として、平成18年度から国際環境人材育成研修を実施しています。

本研修の実施により、現地の環境課題の解決に貢献するだけでなく、対象地域や県民の方の本県環境技術への信頼度や知名度が向上することも目指しています。

本業務については、民間専門機関が持つ高度な研修ノウハウを活用して効果的な研修を実施するため、公募型プロポーザルにより令和8年度の研修運営業務委託先を選定します。

本要領は、「令和8年度福岡県国際環境人材育成研修運営業務」の公募型プロポーザルに関する手続について定めるものです。

2 業務名

令和8年度福岡県国際環境人材育成研修運営業務

3 業務内容

アジア諸地域において環境行政に携わる行政官等を対象とした研修の企画、運営及び評価等に関する業務（詳細は（別添1）「業務委託仕様書」参照）

4 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

5 予算規模

6,407,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とします。

6 応募資格

次の要件を全て満たす者であること。

- ① 福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- ③ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- ④ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

7 契約の要件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 委託金の支払時期
原則として、事業終了後の精算払となります。

8 スケジュール

- (1) 募集開始 令和8年4月 9日 (木)
- (2) 質問締切 令和8年4月16日 (木) 17時00分必着
※ 回答は令和8年4月22日 (水) までに福岡県ホームページに掲載します。
- (3) 応募申込締切 令和8年4月23日 (木) 17時00分必着
- (4) 企画提案書提出締切 令和8年5月11日 (月) 17時00分必着
- (5) プレゼンテーション及び審査会 令和8年5月21日 (木) ~ 27日 (水) (予定)
※ 日時は令和8年5月15日 (金) までに応募者に連絡する。
- (6) 審査結果の通知 令和8年5月29日 (金) (予定)
- (7) 契約締結 令和8年6月中旬 (予定)

9 説明会

公募説明会は行いません。

10 質問

提案に当たり疑義が生じた場合は、(様式5)「質問書」に記載の上、下記15「問い合わせ先」へ電子メールにて御提出ください。

- (1) 締切 : 令和8年4月16日 (木) 17時00分必着
提出後に、電子メールを送付した旨を電話で連絡してください。
- (2) 回答 : 令和8年4月22日 (水) までに福岡県のホームページに掲載します (質問者名は記載しない)。なお、公平性の確保、公正な審査を妨げるおそれがある質問には回答できません。

11 応募手続

- (1) 応募申込
次のとおり応募書類を提出してください。

- ア 応募書類
- ・ 応募申込書 (様式1) 1部
 - ・ 応募資格申出書 (様式2) 1部
 - ・ 応募者となる団体等概要表 (様式3) 1部

- イ 応募締切
令和8年4月23日 (木) 17時00分必着

- ウ 提出方法
下記15「問い合わせ先」に電子メール、持参 (持参の場合は、平日9時00分~11時30分、12時30分~17時00分) 又は郵送により提出してください (FAX不可)。電子メールにより提出する場合は、提出後に電子メールを送付した旨を電話で連絡してください。

※ 締切日時を過ぎた提出は受け付けません (郵送の場合は締切日時までに必着)。また、提出後の資料の追加又は修正は受け付けません。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

次の書類を1組として、7部（正1部、副（写し）6部）を提出してください。

- ・研修プログラム案（様式4）
- ・企画提案書（任意様式）（別添2の作成要領を参考に作成してください。）

イ 提出期限

令和8年5月11日（月）17：00必着

ウ 提出方法

下記15「問い合わせ先」に持参（持参の場合は、平日9時00分～11時30分、12時30分～17時00分）又は郵送により提出してください（電子メール及びFAX不可）。

※ 締切日時を過ぎた提出は受け付けません（郵送の場合は締切日時までに必着）。また、提出後の資料の追加又は修正は受け付けません。

(3) 参加の辞退

応募申込後に辞退する場合は、その旨を速やかに下記15「問い合わせ先」に電話で連絡した上で「辞退届（様式6）」を提出してください（提出方法は上記（1）応募申込と同じ）。

(4) 注意事項

- ・ 応募書類及び企画提案書（以下「提出書類」という。）は委託先候補者を選定する審査のみに使用します。
- ・ 提出書類は返却しません。
- ・ 企画提案書は、「企画提案書作成要領（別添2）」を参照の上、「業務委託仕様書（別添1）」に基づき作成してください。また、原則としてA4版縦、横書き、片面印刷、左綴じとしてください（文字が小さくなるものは、A3版にしてA4サイズに折り込むことも可）。
- ・ 提出書類の作成及びこれに付帯する作業等の経費は応募者の負担とします。
- ・ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、選定後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、非選定となることがあります。

1.2 委託先候補者の選定について

(1) 選定方法

委託先候補者の選定は、福岡県環境部環境政策課に設置する選定委員会により企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価して審査を行い、各審査委員から最高得点を獲得した数が最も多い者を選定します。

(2) プレゼンテーション及び審査会

- ・ 令和8年5月21日（木）～27日（水）に福岡県庁で実施予定です。日時等の詳細は、令和8年5月15日（金）までに応募者に連絡します。
- ・ 応募者は提出した企画提案書を元にプレゼンテーションを実施することとし、プレゼンテーション時間は1者30分（説明20分、質疑10分を予定）とします。
ただし、多数の応募があった場合は1者あたりのプレゼンテーション時間を短縮することがあります。

(3) 審査項目

下記の審査項目に基づいて総合的な評価を行います。

なお、応募資格を満たさない場合又は審査得点が一定の水準に満たない場合は、そのこ

とをもって非選定となることがあります。

項目	審査のポイント	配点
応募資格	6の応募資格を満たしているか。	
研修内容	① 福岡県が意図するコンセプトに合致し、(別添1)「業務委託仕様書」2に記載の研修目的を達成できる研修内容であるか。 ② カリキュラム全体の構成が適切に体系立てられ、相手国の現状やニーズを踏まえたものとなっているか。 ③ 提案された研修内容・運営には、研修員の興味を引き出し、研修効果を高めるような効果的な創意工夫がなされているか。 ④ 個別のカリキュラムは指定されたものが含まれており、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を十分に活用したものとなっているか。	120点
運営体制	① 研修を円滑に実施できる体制となっているか。 ② 過去に海外からの参加者を対象とした研修の運営実績があるなど、応募団体及び担当者の経験や実績が本研修を運営するのに十分なものであるか。	50点
その他	① 業務委託仕様書に示された業務内容を満足するものか。 ② 研修を円滑に実施することが可能なスケジュールとなっているか。	30点
合計		200点

(4) 評価が同数の場合の取扱い

当該応募者に係る各委員の審査点数を合計し、最も高い得点を獲得した者を委託先候補者とします。

(5) 失格事由

応募者が次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とし、プレゼンテーションの実施を認めないこととします。

- ① 応募資格を満たさない場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載していた場合
- ③ 本実施要領に示した応募書類の作成及び提出に関する条件に適合していない場合
- ④ その他、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(6) 応募者が1者又はいない場合の取扱い(中止の有無、通知方法等)

- ・ 応募者が1者のみであっても、上記(1)～(4)に従い委託先候補者を選定します。
- ・ 応募者がいない場合には、公募を中止して業務内容等を再検討します。

(7) 審査結果

- ・ 審査結果は、審査終了後、各応募者に対して文書で通知します。
- ・ 審査結果に関する質問(個別具体的な評価の理由、審査の経緯など)は受け付けません。

(8) 委託先候補者の公表

- ・ 委託先候補者は福岡県ホームページで公表します。

(9) その他

- ・ 委託先候補者が契約を辞退するなど契約締結に至らない場合、又は委託先候補者が失格事由に該当することが審査終了後に判明した場合には、次点の者を繰り上げます。

1 3 契約締結について

- (1) 福岡県は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い合意に達した場合に限り、当該合意内容に基づいた見積書を御提出いただきます。当該見積額が予定価格以下であれば委託契約を締結するものとします。見積書は「(参考) 研修費用見積書作成要領」を参照の上、作成してください。
なお、研修員が定員に満たない場合など、仕様書に定める事業内容に変更が生じ、契約締結後に経費の減額があった場合には、契約金額の変更契約を行います。
- (2) 委託業務内容は委託先候補者が提出した企画提案書をベースとしますが、契約協議の過程及び相手国自治体との協議の過程で、福岡県が内容の修正を求めることがあります。
- (3) 協議が合意に至らない場合、次順位の者を委託先候補者として契約協議を行います。
- (4) 契約に当たっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納付するものとします。ただし、次の場合及びその他福岡県財務規則第170条各号の規定のいずれかに該当する場合は、契約保証金が減免されます。
 - ① 契約の相手方が、保険会社との間に、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する入札に参加するのに必要な資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 委託料の支払いは精算払いとします。
- (6) 契約締結の際、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出いただきます。契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、直ちに契約を解除するとともに違約金を徴収します。

1 4 その他

- (1) 応募は、1者につき1件とします。
- (2) 応募書類の提出、契約その他の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 応募者が12(5)により失格となり、これにより福岡県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- (4) この委託業務により作成された成果品の著作権及び著作権は福岡県に帰属するものとします。
- (5) 福岡県が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止します。また、この委託業務で使用した後は福岡県に返還いただきます。

1 5 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
福岡県環境部環境政策課 国際環境協力係 (担当：松本、堤)
電話：092-643-3352
E-mail：kansei@pref.fukuoka.lg.jp